

市民救命士の養成に関する実施要綱

目次

第1章 総則

第2章 応急手当の普及啓発

第3章 応急手当指導員等による市民救命士講習の実施

第4章 経費の徴収

第5章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、救急業務規程（平成19年3月27日消訓令第16号）第49条第3項に基づき、市民に対する応急手当技術及び知識の普及啓発のための講習の実施について、基本的事項を定め、もって応急手当に関する正しい知識と技術を有する市民の育成に資するとともに、市民による応急手当の円滑な実施による安全で安心なまち「こうべ」を実現することを目的とする。

(普及啓発活動の計画的推進)

第2条 消防局長は、地域内における人口及び救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）の養成並びに普及啓発用資器材の配備などを図りつつ、市民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

2 消防局長は、市民等への応急手当の普及啓発を推進するにあたり、講習の開催、指導者の派遣及び資器材の貸し出し等の支援を行う。

第2章 応急手当の普及啓発

(講習の種別)

第3条 講習の種別は、次のとおりとし、それぞれの内容は、別表第1とする。

(1) 市民救命士講習（救命入門コース）とは、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日消防救第41号。以下「消防庁実施要綱」という。）に規定する救命入門コースをいう。

(2) 市民救命士講習（普通救命コースⅠ）とは、消防庁実施要綱に規定する普通救命講習Ⅰをいう。

(3) 市民救命士講習（普通救命コースⅡ）とは、消防庁実施要綱に規定する普通救命講習Ⅱをいう。

(4) 市民救命士講習（小児コース）とは、消防庁実施要綱に規定する普通救命講習Ⅲをいう。

(5) 市民救命士講習（ケガの手当てコース）とは、外傷に対する応急手当講習をいう。

(6) 市民救命士講習（上級コース）とは、消防庁実施要綱に規定する上級救命講習をいう。

(7) 救急インストラクター講習とは、消防庁実施要綱に規定する応急手当普及員講習Ⅰをいう。

(8) 応急手当指導員講習Ⅰ・Ⅱとは、消防庁実施要綱に規定する応急手当指導員講習Ⅰ・Ⅱをいう。

(9) 一般講習とは、前第1号から第8号以外の応急手当に関する講習をいう。

2 市民救命士講習のうち、普通救命コースⅠ、普通救命コースⅡ、小児コース及び上級コースについては、e-ラーニングによる応急手当WEB講習（以下「WEB講習」という。）又はオンラインによる双方向のLIVE講習（以下「オンライン講習」という。）による事前学習の対象とする。

3 前項のWEB講習による事前学習を修了し、受講証明書の発行を受けた者は、実技講習時に受講証明書の提示により、講習時間を短縮して受講することができる。

4 同条第2項のオンライン講習による事前学習を修了した者は、講習時間を短縮して受講することができる。

（市民救命士）

第4条 市民救命士とは、救命入門コースを除く市民救命士講習を受講し、その応急手当の知識を学習した者をいう。

2 時間的制約や年齢などで市民救命士講習を受講することが困難な場合は、市民救命士講習（救命入門コース）を市民救命士講習（普通救命コースⅠ及び普通救命コースⅡ）の分割講習とすることができる。その場合、救命入門コース受講後概ね1年以内に市民救命士の養成に関する実施要綱運用細則（以下、「運用細則」という。）に定める実技講習を受講しなければならない。

（市民救命士講習修了証及び救命入門コース受講証の交付）

第5条 消防局長は、救命入門コースを除く市民救命士講習を修了した者に対し、様式第1号の市民救命士講習修了証を交付するものとする。ただし、普通救命コースⅡ及び上級コースについては、応急手当技能が別表第3に定める基準に達したと認められる者に限る。

2 消防局長は、市民救命士講習（救命入門コース）を受講した者に対し、様式第1号の2の救命入門コース受講証を交付するものとする。

- 3 消防局長は、市民救命士講習（救命入門コース）を受講した者のうち、小学生に対し、様式第1号の3の救命入門コース受講証・小学生用を交付できるものとする。

（市民救命士再講習）

第6条 市民救命士は、救命技能の維持向上に努めなければならない。

- 2 消防局長及び消防署長は、市民救命士に対し、救命技能を維持向上するために、市民救命士再講習を行うものとする。
- 3 消防局長又は消防署長は、市民救命士に対し、概ね2年から3年ごとの再講習の受講を推奨するものとする。
- 4 市民救命士再講習の内容は、別表第2のとおりとする。

（再講習シールの交付）

第7条 消防局長は、市民救命士再講習を受講した者に対し再受講の証として、第5条の修了証に貼付する様式第2号の再講習シールを交付するものとする。

（救急インストラクター）

第8条 応急手当普及員（以下「救急インストラクター」という。）とは、主としてデパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の人の出入りする事業所の従業員、防災福祉コミュニティその他消防防災に関する組織の構成員、又はこれらに属しない市民（以下「地域住民等」という。）に対して、市民救命士講習の指導に従事する者をいう。

- 2 消防局長又は消防署長は、救急インストラクターを養成するために、救急インストラクター講習を行うものとする。

（応急手当普及員（救急インストラクター）認定証の交付）

第9条 消防局長は、第3条第1項第7号に定める救急インストラクター講習を修了した者のうち、応急手当指導技能が別表第3に定める基準に達したと認められる者に対し、様式第3号の応急手当普及員（救急インストラクター）認定証を交付するものとする。

- 2 消防局長は、応急手当の普及業務に関し、前項に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に対し、応急手当普及員（救急インストラクター）認定証を交付できるものとする。
- 3 前項の応急手当普及員（救急インストラクター）認定証の交付は、様式第13号の認定証（再）交付申請書により消防局長に申請するものとする。再度交付については、第11条の有効期限内に第12条の申請をするものとする。
- 4 消防局長は、神戸市以外の消防本部が応急手当指導員等として認定した者を、第1項に掲げる

者と同等以上の知識及び技能を有する者とみなし、応急手当普及員（救急インストラクター）認定証を交付できるものとする。

（救急インストラクターによる講習指導）

第10条 救急インストラクターは、第3条の市民救命士講習（上級コースを除く。）及び第6条の市民救命士再講習の指導を行うことができる。ただし、小学校の授業の一部として市民救命士講習（救命入門コース）を実施する場合を除く。

2 救急インストラクターが前項の市民救命士講習（市民救命士再講習を除く。）を実施する場合、応急手当指導員が立ち会わなければならない。

3 前項の講習に立ち会った応急手当指導員は、当該講習が適切に実施されるよう、救急インストラクターに対し、講習内容及び講習方法等について必要な指導及び助言等を行うものとする。

（救急インストラクター資格の有効期限と再講習）

第11条 救急インストラクター資格の有効期限は、資格認定の年度から起算して3年度目の3月31日までとする。ただし、有効期限内に救急インストラクター再講習を受講した者については、当該再講習を受講した日の翌年度から起算して3年度目の3月31日まで有効とし、以後も同様とする。

2 やむを得ない理由により、有効期限内に救急インストラクター再講習を受講できなかった者については、失効後1年間に限り救急インストラクター再講習の受講を認めることができる。ただし、この場合の資格の有効期限については、資格の失効前に救急インストラクター再講習を受講したものとして取り扱う。

3 消防局長は、救急インストラクター再講習を受講した者に対し、応急手当普及員（救急インストラクター）認定証を再度交付するものとする。

4 救急インストラクター再講習の内容は、別表第2のとおりとする。

（救急インストラクター再講習の免除申請）

第12条 救急インストラクターが、資格の有効期限内に地域住民等に対して市民救命士講習（救命入門コースを除く。）又は市民救命士再講習を指導し、応急手当指導技術が維持されていると消防局長が認める者については、次の各号の基準により救急インストラクター再講習を免除することができる。ただし、有効期限内に応急手当の基準又は指導に変更等があった場合を除く。

(1) 3回以上指導し、かつ指導した受講者が延べ15名以上であること。

(2) 5回以上指導し、かつ指導した受講者が延べ10名以上であること。

(3) 救急インストラクター資格の有効期限の6か月前から有効期限までの間に免除申請をすること。

2 救急インストラクター再講習の免除を申請しようとする救急インストラクターは、消防局長又は本条第1項の指導を実施した場所を管轄する消防署長に様式第4号の再講習免除申請書を提出するものとする。

3 前項の再講習免除申請書を受理した消防署長は、申請内容を確認した後、様式第5号の再講習免除による認定証交付申請書に再講習免除申請書の写しを添付して消防局長に提出するものとする。

(民間救急講習団体)

第13条 民間救急講習団体とは、地域住民等に対し第3条の市民救命士講習(上級コースを除く。)及び第6条の市民救命士再講習を実施する団体をいう。

2 民間救急講習団体の認定の要件については、当要綱の運用細則で定める。

3 民間救急講習団体は、市民救命士講習の実施に際し、第10条第2項の規定に係らず応急手当指導員の立ち会いを要しないものとする。

4 民間救急講習団体の認定を受けようとする団体は、消防局長又は所在地を管轄する消防署長に対し、様式第6号の民間救急講習団体(認定・変更)申請書及び様式第7号の民間救急講習団体救急インストラクター名簿を提出するものとする。

5 前項の申請書を受理した消防局長又は消防署長は、内容が民間救急講習団体として適当であると認めた場合、様式第8号の民間救急講習団体認定証を交付する。

6 民間救急講習団体が、認定の取消しを求める場合又は認定の要件を満たさなくなった場合、消防局長又は所在地を管轄する消防署長に対し、様式第9号の民間救急講習団体認定取消届出書を提出するものとする。

7 第4項の申請書又は第6項の届出書を受理した消防署長は、様式第10号の民間救急講習団体(認定・変更・取消)報告書により、消防局長に報告するものとする。

8 前項の報告を受けた消防局長は、報告内容に関し、様式第11号の民間救急講習団体登録名簿に記載するものとする。

9 民間救急講習団体の認定期限は、1年間とし、更新を希望する民間救急講習団体は、消防局長又は所在地を管轄する消防署長に対し、様式第6号の2の民間救急講習団体更新申請書を提出するものとする。なお、認定の始期と終期については次の各号によるものとする。

(1) 初年度は認定の日から、その年度の3月31日までとする。

(2) 更新した場合は、さらに1年間有効とし、以後も同様とする。

10 民間救急講習団体は、届出内容について変更があった場合、消防局長又は所在地を管轄する消防署長に対し、様式第6号の民間救急講習団体（認定・変更）申請書を速やかに提出するものとする。なお、変更した場合の始期と終期については、変更が認定された日から、その年度の3月31日までとする。

（認定の取り消し）

第14条 消防局長は、救急インストラクター又は民間救急講習団体が応急手当の指導に関してふさわしくない行為を行ったとき、認定を取り消すことができる。

（応急手当指導員の認定等）

第15条 応急手当指導員とは、市民救命士及び救急インストラクターを養成し、救急インストラクターが指導する市民救命士講習の立会いその他応急手当の普及指導に従事する者をいう。

2 消防局長は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者に対し、様式第12号の応急手当指導員認定証を交付する。

(1) 次のア又はイに該当する者で別表第1に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防局長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表第1に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(3) 消防局長が、応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

（応急手当指導員講習の講師）

第16条 応急手当指導員講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有する者をあてるものとする。

（応急手当指導員の資格の有効期限と再講習）

第17条 応急手当指導員の資格の有効期限について、資格認定時に消防機関に在職していた者は、退職した翌年度から起算して3年度目の3月31日まで有効とし、その他の者については、資格認

定の年度から起算して3年度目の3月31日までとする。

- 2 応急手当指導員の再講習については、第11条第2項から第4項の規定を、再講習の免除申請については、第12条の規定を準用する。この場合において、第11条第2項から第4項及び第12条中「救急インストラクター」とあるのは、「応急手当指導員」と読替えるものとする。

(認定証等の再交付等)

第18条 応急手当普及員（救急インストラクター）認定証及び応急手当指導員認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するとき、様式第13号の認定証（再）交付申請書により消防局長に再交付を申請することができる。

(1) 認定証を亡失、汚損又は破損したとき。ただし、失効した認定証を除く。

(2) 認定証の記載事項に変更が生じたとき。

- 2 救命入門コース受講証及び市民救命士講習修了証（以下「修了証」という。）の再交付は行わない。

- 3 神戸市以外で応急手当指導員等の認定を受けた者が、神戸市の応急手当普及員（救急インストラクター）認定証の交付を希望する場合、様式第13号の認定証（再）交付申請書により消防局長に交付を申請することができる。

第3章 応急手当指導員等による市民救命士講習の実施

(応急手当指導員等の責務)

第19条 応急手当指導員等は、地域住民等に対する市民救命士講習及び再講習を計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

- 2 消防局長又は消防署長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。
- 3 消防局長又は消防署長は、応急手当指導員等が市民救命士講習及び再講習を実施しようとする場合、講習内容及び講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行えるよう指導するものとする。
- 4 消防局長又は消防署長は、講習の実施にあたり、応急手当実施の障害となる不安を取り除くための情報を提供し、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについて指導を行うものとする。

(市民救命士講習の受講申込)

第20条 地域住民等が、消防局長又は消防署長による市民救命士講習又は再講習を受講しようとする場合、電子手続き又は様式第14号の市民救命士講習申込書により消防局長又は消防署長に申し込むものとする。

2 救急インストラクター又は民間救急講習団体等が、応急手当の普及を目的とした講習を行う場合、様式第15号の応急手当講習用資器材借用書により、講習場所を管轄する消防署長に蘇生訓練用人形等の借用を申請することができる。

3 消防局長又は消防署長は、本条第2項の応急手当講習用資器材借用書を受理した場合、講習会を実施する救急インストラクター又は民間救急講習団体に受講予定人数の修了証をあらかじめ交付することができる。

(市民救命士講習の実施結果報告等)

第21条 消防局長又は消防署長は、前条第1項の市民救命士講習申込書により申し込んだ者に対し、必要に応じて受講者名簿を作成させ、提出させることができる。

2 前条第3項の修了証の交付を受けた者は、講習実施後、速やかに講習を修了した受講者に修了証を交付するものとする。

3 前条第2項の応急手当講習用資器材借用書を提出した者は、様式第17号の市民救命士講習実施結果報告書及び様式第17号の2の応急手当普及員等指導実績表を作成し、消防局長又は講習場所を管轄する消防署長に提出するものとする。また、前条第3項で交付した受講予定者人数の修了証の余りは返却するものとする。

(講習の実施)

第22条 応急手当指導員等は、消防局長又は消防署長の助言及び指導並びに運用細則で定める講習カリキュラム等に基づき講習を実施しなければならない。ただし、市民救命士講習(救命入門コース)を小学校の授業の一部として行う場合は、指導者は応急手当指導員(消防職員)とする。

(消防署長等の市民救命士講習の実施結果報告)

第23条 消防署長等が市民救命士講習を実施した場合、様式第17号の市民救命士講習実施結果報告書及び様式第17号の2の応急手当普及員等指導実績表作成するものとする。

(救急インストラクター講習等の申込)

第23条の2 救急インストラクター講習、応急手当指導員講習、救急インストラクター再講習及び応急手当指導員再講習(以下「インストラクター講習等」という。)を受講しようとする者は、別

に定める手続きにより消防局長又は消防署長に申し込むものとする。

（認定証の交付手続き）

第23条の3 消防署長等が、インストラクター講習等を実施した場合、様式第18号の応急手当普及員認定証等交付申請書、様式第18号の2の救急インストラクター講習等受講者名簿及び様式第18号の3の救急インストラクター講習等統計表を消防局長に提出するものとする。

（月例報告）

第23条の4 消防署長は、市民救命士講習及び一般講習の実施結果を様式第17号の3の市民救命士講習月例報告書により、翌月10日までに消防局長に報告するものとする。

（普及啓発用資器材の整備）

第24条 消防局長又は消防署長は、応急手当の普及啓発に必要な蘇生訓練用人形及び指導用映像等、普及啓発用資器材の計画的な整備に努めるものとする。

（蘇生用人形等の点検・整備）

第25条 消防局長及び消防署長は、あらかじめ貸出し用の蘇生訓練用人形等を指定し、救急インストラクター又は民間救急講習団体等の借用依頼に対応できるよう点検及び整備しておくものとする。

（蘇生訓練用人形の管理）

第26条 消防局長又は消防署長は、蘇生訓練用人形等の貸出し状況を管理するものとする。

（感染防止上の配慮）

第27条 消防局長又は消防署長は、市民に対する応急手当の講習の実施にあたり、応急手当を行う際の感染防止に関する留意事項について、指導を行うものとする。

2 消防局長又は消防署長は、心肺蘇生法の実技実習を行う前に蘇生訓練用人形の消毒及び滅菌等の措置を行うとともに、人工呼吸の実施に際しては、努めて一方向弁付き人工呼吸用マウスピースを使用するよう指導するものとする。

（関係機関との連携）

第28条 消防局長又は消防署長は、地域住民等に対する応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力を努めるものとする。

第4章 経費の徴収

（実費の徴収）

第29条 講習（第20条第3項に基づき講習を実施する場合を除く。）の実施にあたり必要となる教

材費などの実費は、受講者から徴収する。

2 前項の額は、消防局長が別に定める。

3 第20条第2項に基づく講習の実施にあたり、交通費、会場借上料及び感染防止用資器材など必要となる実費は、第30条の運用細則で定める額を上限として、受講者から徴収することができる。

4 前項で定める実費を徴収した場合、救急インストラクター及び民間救急講習団体は、受講者から徴収した額又は講習実施に際して経費として支出した額等が分かる書類（領収証の写し等）を様式第17号の市民救命士講習実施結果報告書に添えて提出するものとする。

第5章 雑 則

（運用細則）

第30条 この要綱に規定する講習カリキュラム及びこの要綱を運用するために必要な事項については、消防局長が運用細則で定める。

（応急手当普及啓発の委託）

第31条 消防局長は、応急手当の普及啓発を推進するために、その事務の一部を委託することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。